

## 福島県発注工事における元請・下請関係の適正化対策について

### 1 趣旨

低価格入札の増加により、ダンピング受注や不良工事の発生、さらには元請から下請へのしわ寄せ等が懸念されています。

このような状況の中で、工事の品質確保や建設業者の育成・保護のために元請・下請関係の適正化が従来に増して強く求められていることから、福島県が発注する工事の元請・下請関係の適正化に向けて、以下のとおり取り組むこととします。

### 2 適正化対策の概要

#### (1) 適正な下請契約の確保

- ア 下請契約書の確認
- イ 元請・下請関係適正化に関する情報の周知徹底
- ウ 建設業法違反業者に対する指導の徹底

#### (2) 日常監督・検査時における元請・下請関係の確認

- ア 日常監督における施工体制点検の強化
- イ 中間検査・竣工検査における確認
- ウ 低入札案件に対する監視の強化

#### (3) 入札参加資格制限措置の見直し

- ア 県の是正指示に従わない者に対する措置の見直し

#### (4) その他

- ア 通報窓口の設置（別紙参照）
- イ 施工体制事前提出方式の導入（平成20年1月から試行）

## 福島県発注工事における元請・下請関係適正化対策

事 項	対 策 内 容
<b>1 適正な下請契約の確保</b>	
(1) 下請契約書の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請契約にかかるチェックリストを整備し、建設業者自身が適切な下請契約が締結されているかを自己点検するよう求める。</li> <li>・下請通知書(契約後に請負業者が当該工事の下請体制を報告する書類)に全ての下請契約書及びチェックリストの写を添付するよう求め、適正な下請契約が行われているかを確認する。</li> <li>・下請負報告書(工事完了後に請負業者が当該工事の下請代金支払い状況を報告する書類)に全ての下請契約にかかるチェックリストの添付を求め、適正な支払いが行われているかを確認する。</li> </ul>
(2) 元請・下請関係適正化に関する情報の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業界へ元請下請関係適正化に関する情報の周知を図るとともに、各発注者においても業者への指導を徹底する。</li> </ul>
(3) 建設業法違反業者に対する指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元請・下請関係に係る建設業法違反業者に対する指導を徹底する。</li> </ul>
<b>2 日常監督・検査時における元請・下請関係の確認</b>	
(1) 日常監督における施工体制点検の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「工事現場における施工体制点検チェックリスト」による確認の中で元請・下請関係の確認を徹底する。</li> </ul>
(2) 中間検査・竣工検査における確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間検査又は竣工検査時に工事の実施状況について確認する際、下請通知書等元下関係書類の確認を適正に行う。</li> </ul>
(3) 低入札案件に対する監視の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「工事現場における施工体制点検チェックリスト」による確認の中で元下関係確認を徹底する。(再掲)</li> <li>・低入札案件において、下請計画についての聴取調査、工事施工中又は完了後の履行調査、現実に要したコスト調査など適切な履行を確認する手法を検討する。</li> </ul>
<b>3 入札参加資格制限措置の見直し</b>	
(1) 県の是正指示に従わない者に対する措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な元請・下請関係に関して県から是正指示を受けた者がその指示に従わない場合等に、関係者に対して入札参加資格制限措置を行うことを検討する。</li> </ul>
<b>4 その他</b>	
(1) 通報窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県元請・下請関係適正化指導要綱に抵触する行為があった場合における通報窓口を設置する。</li> </ul>
(2) 施工体制事前提出方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の履行能力確認や適正な元下関係を構築するため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求め、施工体制や履行能力を確認する施工体制事前提出方式を導入する。(平成20年1月から試行)</li> </ul>

## 福島県発注工事 下請 110 番について

### 1 概要

- 福島県が発注する建設工事において、「下請代金が不当に減額された」「約束の期日までに支払いを受けられない」など、元請・下請間の法令等に抵触する行為があった場合の通報窓口です。
  
- 受付対象は
  - ①福島県が発注する建設工事における
  - ②福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定に抵触する行為です。
  
- 通報は文書にて受け付けます。別紙様式を参考として事実関係を整理の上、下記窓口までお送りください。
  - ※ 事実関係を具体的かつ正確に把握する必要がありますので、匿名でのご連絡や電話でのご連絡、又は事実関係が不明瞭なご相談はお受けできません。ご了承願います。
  - ※ 通報者の了承を得ずに、第三者に通報内容を知らせることはありません。

### 2 流れ

#### 1 通報受理



#### 2 事実関係の確認



#### 3 関係者に対する指導・助言等



#### 4 元請等に法令違反の疑いがある場合は監督機関に報告

- ※ 本窓口は民事的な紛争解決のための仲介等を行うためのものではありませんのでご了承ください。

### 3 受付窓口

福島県総務部財務領域入札改革グループ  
電子メール [zaimu\\_nyusatsu@pref.fukushima.jp](mailto:zaimu_nyusatsu@pref.fukushima.jp)  
FAX 024 (521) 9727

までお送りください。(※なお、各工事の発注機関でも受付いたします。)

(参考様式)

福島県発注工事 下請 110番通報票

1 通報者

ア 商号 \_\_\_\_\_ イ 代表者 \_\_\_\_\_  
ウ 住所 \_\_\_\_\_  
エ 担当者  
職・氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

2 対象工事

(1) 工事名 \_\_\_\_\_  
(2) 工事番号 \_\_\_\_\_ (3) 工事場所 \_\_\_\_\_

3 通報内容 (誰から、いつ、どんな方法で、何をされたかなどについて、詳しく具体的に記載してください。)

※欄が足りない場合は別紙へ記載してください。

※参考となる書類等があれば添付してください。

送付先

福島県総務部入札改革グループ  
メール zaimu\_nyusatsu@pref.fukushima.jp  
FAX 024(521)9727

※なお、各工事の発注機関でも受付いたします。